

ブラジル

目次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	4
3. 侵害の定義	8
4. 侵害の発見から解決までのフロー	18
5. 侵害に対する救済手段	27
6. 留意事項	39
7. その他の関連団体	41

1. 侵害対策関連法令

1. 知的財産法(1996年法 No.9279)

LAW No. 9279 OF 14 MAY 1996, (published on 15 of May 1996)

Regulating rights and obligations relating to industrial property

as amended by Law No. 10196of FEBRUARY 14, 2001.

1.1 特許(発明特許及び実用新案)

第1部 第5章 第1節

第42条 特許権者の権利

* 第2条により産業財産権として、発明特許と実用新案特許を規定。

1.2 工業意匠

第2部 第5章 第1節

第109条 工業意匠権者の権利(第42条の援用)

1.3 商標

第3部 第4章 第1節

第129条 商標権者の権利

1. 4 地理的表示

第4部

第182条 地理的表示の使用者の制限

1. 5 知的財産権の侵害

第5部 第1章 特許権の侵害

第2章 産業意匠権の侵害

第3章 商標権の侵害

第4章 標章、企業名称及び広告標識の侵害

第5章 地理的表示およびその他の表示の侵害

第6章 不正競争による侵害

第7章 一般規定

第7部 第4章 提訴期間

第225条 提訴期限(時効)

2. 植物品種保護法

LAW No. 9456 OF APRIL 28, 1997

Establishing the Plant Variety Protection Law and enacting other measures, incorporates the 1978 Act of the UPOV.

第2部 第1章 第3節 権利の保護

第9条 植物品種権者の権利

第4章 罰則

第37条 罰則

3. 著作権及び隣接権法

Law No. 9610 OF 19 FEBRUARY 1998 on Copyright and Neighbouring Rights

第3部 著作者の権利

第2章 著作者の倫理的権利

第24条 著作者の倫理的権利

第3章 著作者の経済的権利及びその条件

第28条 著作者の経済的権利

第29条 使用の種類

第4部 著作隣接権

第2章 演者の権利

第90条 演者の占有権と禁止権

第3章 レコード製作者の権利

第93条 レコード制作者の占有権と禁止権
第4章 放送組織の権利
第95条 放送組織の占有権と禁止権
第7部 著作権侵害に対する制裁
第2章 民事制裁
第102条-第110条 民事制裁規定

4. 集積回路配置知的財産保護法

Law No. 11484 of MAY 31, 2007

Setting out the incentives for the Digital TV equipment and electronic semiconductor component industries and the protection of the intellectual property of integrated circuit topographies,
amending Law No. 8.666 of JUNE 21, 1993; and repealing Article 26 of Law No. 11.196 of NOVEMBER 21, 2005.

第3部 集積回路トポグラフィ

第5章 保護される権利

第36条 権利者の占有権

第9章 ライセンスおよび不正使用

第54条 罰則

5. ソフトウェア知的財産保護法

Law No. 9609 of FEBRUARY 19, 1998

On the Protection of Intellectual Property of Software, its Commercialization in the Country, and Other Provisions

第2章 著作権保護と登録

第2条 ソフトウェアの知的財産保護

第5章 違反と罰則

第12条 違反と罰則

6. 民法

Law No. 10406 of JANUARY 10, 2002 (Civil Code)

第2章 商号の保護

第1155条-第1168条

関連規定: 商業登記法 Law No.8934/1994 第34条

DNRC Degree104/2007 第4条

7. 刑法

Law No. 2848 of DECEMBER 7, 1940 (Penal Code)

第 154 条 職業上の秘密の侵害

第 184 条 著作権侵害の罰則

第 186 条 著作権侵害措置の要件

8. その他の関係法

下記の憲法、条約及び規定を引用することができる。

(1) 憲法 Constitution of the Federative Republic of Brazil, 2010

第 5 条第 XXIX 項 特許、商標、著作権及び商号の保護

(2) パリ条約 Paris Convention

第 6 条の 2 著名商標の保護

第 8 条 商号の保護

(3) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPs 協定)

第 2 部

第 1 節 著作権及び関連の権利

第 2 節 商標

第 4 節 工業意匠

第 5 節 特許

第 6 節 集積回路配置

第 7 節 秘密情報の保護

第 8 節 ライセンス契約における反競争実務の管理

第 3 部

第 2 章 民事上、行政上の手続き及び救済措置

(4) ドメイン名紛争解決規定

Regulation of Administrative system of conflict of Internet Domain Names for a SOB. "BR" SADI-Adm

2. 侵害対策関係機関

2.1 国家知的財産局

National Institute of Industrial Property (INPI)

Ministry of Development, Industry and Foreign Trade

住所: Rua São Bento, 1 - Centro - RJ

CEP: 20090-010 Rio de Janeiro, RJ, Brazil

Rua Mayrink Veiga, 9 – Centro – RJ
CEP: 20090-910 Rio de Janeiro, RJ, Brazil
Praça Mauá, 7 – Centro – RJ
CEP: 20081-240 Rio de Janeiro, RJ, Brazil

電話: + 55-21-3037-3000

Fax: + 55-21-3037-3398

Website: <http://www.inpi.gov.br>

[特許、商標、植物新品種、ソフトウェア、回路配置設計などの知的財産権全般の申請登録手続き、知的財産情報の提供・教育・研究、関連機関との協力]

2. 2 文化省(著作権局)

Ministry of Culture

住所: SCS – Quadra 09 – Lote C – Torre B
Ed. Parque Cidade – 10º Andar
CEP: 70308-200, Brasília, DF, Brazil

電話: + 55-61-2024-2640

Fax: + 55-61-2024-2503

Website: <http://www.cultura.gov.br>

[著作権関連情報の提供・教育・研究、関連機関との協力]

2. 3 国会図書館財団 著作権部

Copyright Office of the National Library Foundation – EDA

住所: Street Press, 16 – 12. Floor – Room 1205
Capanema Palace – Castle
CEP: 20030-120, Rio de Janeiro, RJ, Brazil

電話: + 55-21-2220-0039

Fax: + 55-21-2240-9179

Website: <http://www.bn.br>

[著作物の登録機関、情報提供など関連機関との協力]

2. 4 州裁判所

リオデジャネイロ

State Court of Rio de Janeiro

住所: Address: Av. Erasmo Braga, 115 – Centro
CEP: 20020-903 Rua Dom Manuel, 37, Centro
Rio de Janeiro, RJ, Brazil

電話: +55-21-3133-2000
Website: <http://www.tjrj.us.br>

サンパウロ

State Court of São Paulo

住所: Praça da Sé, s/n,
CEP: 01018-010, São Paulo, Brazil

電話: +55-11-3242-9366
Website: <http://www.tjsp.us.br>

[州裁判所はすべての知的財産権侵害事件を担当]

2. 5 連邦裁判所

Federal Court of Rio de Janeiro

住所: Avenida Rio Branco,
243 - Centro - RJ,
CEP: 20040-009, Rio de Janeiro, Brazil

又は

Avenida Venezuela
134 - Saúde - RJ,
CEP: 20081-312, Rio de Janeiro, Brazil

電話: +55-21-3218-9000

Website: <http://www.jfrj.us.br>

[連邦裁判所はすべての知的財産権の無効など行政事件を担当]

2. 6 最高裁判所

Superior Court of Justice

住所: SAFS - Quadra 06 - Lote 01 - Trecho III,
CEP: 70095-900, Brasília DF, Brazil

電話: +55-61-3319-8000

Website: <http://www.stj.gov.br>

[最高裁判所は知的財産権を含む特別抗告事件を担当]

2. 7 連邦収税局(税関)

The Federal Revenue Bureau of Brazil, Receita Federal

住所: Esplanada dos Ministérios

Bloco P

CEP 70048-900, Brasília DF, Brazil

電話: +55-61-3412-2000

Website: www.receita.fazenda.gov.br/Principal/Ingles/Versao2/default.asp

[税務管理及び税関管理を担当し、税関の上部組織]

2. 8 連邦警察局

Federal Police Agency, Policia Federal

住所: SAS Quadra 6, lotes 09/10

ED.SEDE/DPF

CEP: 70037.900, Brasília DF, Brazil

電話: +55-61-2024-8000

Website: <http://www.dpf.gov.br>

[連邦区、警察、公共の安全、領土内の警備を担当]

2. 9 連邦公共省 連邦検察局

The General Federal Prosecutors Office

Procuradoria Geral da Republica Federal

住所: SAF Sul, Quadra 4,

Conjunto C,

CEP 70050-900, Brasília DF, Brazil

電話: +55-61-3105-5100

Website: <http://www.pgr.mpf.gov.br>

[連邦検事当局、刑事告訴を担当]

2. 10 インターネットドメイン紛争解決委員会

Internet Address Dispute Resolution Committee

CGI (Brazilian Internet Manager Committee)

住所: Av. das Nações Unidas,

11541, 7° andar

CEP: 04578-000, São Paulo SP, Brazil

電話: +55-11-5509-3500

FAX: +55-11-5509-3501

Website: <http://www.cgi.br>

[ブラジルのインターネット運営委員会]

2. 11 国際商業会議所ブラジル支部

The Brazilian branch of ICC (International Chamber of Commerce)
at the Brazilian Confederation of Commerce of Products, Services and Tourism
(CNC)

住所: Av. General Justo,
307 - Centro, RJ,
CEP: 20021-130, Rio de Janeiro, Brazil

電話: +55-21-3804-9200
+55-21-2544-9279

Website: <http://www.cnc.org.br>

[国際的な取引業務や紛争の仲裁業務]

3. 侵害の定義

3. 1 特許(発明及び実用新案)

特許権者の承諾なく、権利存続期間中にブラジル国内で、知的財産法第 42 条に規定される特許権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

また、特許出願について、知的財産法第 44 条に規定される仮保護の権利が発生し、その実施は補償金の支払い対象行為と見做される。

なお、本規定は発明及び実用新案それぞれの特許に同様に適用される。

知的財産法第42条が規定する、特許権者の実施権は次の行為である。

- (a) 特許製品を生産、使用、販売の申出、販売又はそれらの目的で輸入或いは製造する行為。
- (b) 特許方法又はその方法により直接得られた製品を生産、使用、販売の申出、販売又はそれらの目的で輸入或いは製造する行為。
- (c) 上記(a)や(b)を他人が行うことを援助する行為。
- (d) 被疑侵害製品が上記(b)の特許方法とは異なる方法で製造されたことを証明できない場合。
- (e) 侵害目的での保管、受領する行為。(第184条)
- (f) 侵害を実施するための材料や機材を供給する行為。(第185条)

例外規定

- (1) 特許を個人目的又は非商業目的のために使用する行為、但し、当該行為が特許権者の経済的利益を損なわないことを条件とする。

- (2) 科学或いは技術的研究又は調査目的で、実験に使用する行為。
 - (3) 資格を有する専門家が医師の処方に従って個別の処方箋に基づき行う医薬品を調合する行為及び調合された医薬品。
 - (4) 特許権者により直接に又は特許権者の同意を得て方法特許又は製品特許によって製造され国内市場に出された製品。
 - (5) 特許が生体を構成する物質の場合、商業的目的でなく、他の製品を取得するための変種或いは増殖の出発物質として特許製品を使用する行為、及び
 - (6) 特許が生体を構成する物質の場合で、特許権者或いはそのライセンシーが合法的に市場に出した特許製品を使用し、流通或いは販売する行為、但し、特許製品が当該生命体物質の商業的増殖のために使用されないことを条件とする。
 - (7) 第40条に規定する特許権満了後に特許製品の実施及び商業化をするために、ブラジル又は外国において事業認可を得るために、専ら情報、データ及び試験結果を得るための行為。
- (以上、第43条)
- (8) 善意の先使用による同一条件範囲内で継続実施する行為。
- (第45条)

保護期間： 発明特許：出願日から 20 年間
実用新案特許：出願日から15年間

3. 2 工業意匠

意匠権者の承諾なく、権利存続期間中にブラジル国内で、知的財産法第 109 条に規定される意匠権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

知的財産法第109条(第42条の援用)が規定する、意匠権者の実施権は次の行為である。

- (a) 工業意匠製品を生産、使用、販売の申出、販売又はそれらの目的で輸入或いは製造する行為。
- (b) 上記(a)を他人が行うことを援助する行為。
- (c) 侵害目的での保管、受領する行為。(第188条)

例外規定

- (1) 工業意匠を個人目的又は非商業目的のために使用する行為、但し、当該行為が意匠権者の経済的利益を損なわないことを条件とする。

- (2) 科学或いは技術的研究又は調査目的で、実験に使用する行為。
 - (3) 工業意匠権者により直接に又は工業意匠権者の同意を得て、工業意匠の製造方法又は工業意匠によって製造され国内市場に出された製品。
- (以上、第109条、第43条の一部援用)

保護期間：出願日から10年間、以後5年単位で連続して3回更新可能。

3.3 商標

商標権者の承諾なく、権利存続期間中にブラジル国内で、知的財産法第129条、第130条、第131条、第189条及び第190条に規定される商標権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

知的財産法の上記関連規定が禁止する商標権者の実施権は次の行為である。なお、サービス、団体商標及び証明商標にも適用される。

- (a) 登録商標の全部又は一部を複製又は混同を生じさせる虞がある方法で模倣する行為。
- (b) 市場で取引される製品に付された登録商標を改ざんする行為。
- (c) 登録商標の全部又は一部を複製或いは模倣した製品の輸出入、販売、販売の申出若しくは展示、隠匿又は保管する行為。
- (d) 他人の登録商標を付した包装や容器に自らの製品を収納し、輸出入、販売、販売の申出若しくは展示、隠匿又は保管する行為。
- (e) 事業活動に係わる文書、印刷物、広告及び書類に商標を使用する行為。

著名商標について

ブラジルでは、著名商標及び周知商標が知的財産法第125条及び第126条に規定され、特別の保護を受けることができる。これらは第三者による同一或いは類似の商標出願を排除することができる。

第125条 著名商標

ブラジルで登録された商標が有名と判断される場合、すべての事業分野で特別の保護を受けることができる。(5年間著名商標と付記され保護される)

第126条 周知商標

パリ条約第6条の2第1項の規定に基づき、その事業活動で周知である商標はブラジルで登録されているかどうかを問わず特別の保護を受けることができる。

例外規定

- (1) 取引業者又は販売業者が製品の販売或いはその販売促進のために識別性を有する自身の標識を製品の商標と共に使用する行為。
- (2) 付属部品の製造業者が製品の用途を表示するために標章を使用する行為、但し、製造業者が公正な競争慣行に従うことを条件とする。
- (3) 商標権者又はそのライセンシーにより国内市場に上市された製品を自由に流通させる行為、但し、強制実施規定を除く。
- (4) 講演、学術若しくは文芸的作品、又はその他の出版物で商標に言及する行為、但し、商業的な含意なく、また商標の識別性に影響を与えないことを条件とする。

(知的産権法第132条)

保護期間：登録日から10年間、その後更新出願により継続する10年間

3.4 地理的表示

ブラジルでは、知的財産法第176条に地理的表示について規定しており、出所表示又は原産地表示を言う。出所表示とは一定の製品の採取、生産若しくは製造、或いは一定のサービスの提供に係わる中心地として知られている地域を言い、原産地表示とは製品やサービスの品質や特徴が専ら又は本質的に、その自然的及び人的要因による地域環境による地域を言い、地理的表示を、その製品又はサービスの標識としての特徴的要素として、使用することができる場合を言う。

地理的表示の使用は、その場所において業を営む生産者又はサービスの提供者に限定され、原産地表示の場合は品質上の要件が満たされていなければならない。これらの条件を満たさずに地理的表示を使用する行為は、侵害行為と見做される。

知的財産法第192条及び第193条に規定される地理的表示の違反は次の行為である。

- (a) 虚偽の地理的表示を付した製品を製造、輸入、輸出、販売、販売の申し出、展示若しくは保管する行為。
- (b) 製品の真の出所を表示することなく、製品、容器、包装、リボン、ラベル、請求書、チラシ若しくはポスター、又はその他の表示、宣伝での修飾手段に「…タイプ」、「…種類」、「…属」、「…系統」、「…似」、「…代替」、「と同一」等の修飾語句を使用する行為。

なお、地理的表示の登録は知的財産局規定 No. 075/2000 (November 28, 2000) に規定されている。

3.5 特定標識、商号等

ブラジルでは、知的財産法第3部商標、第1章登録性、第2節第124条に登録できない商標の規定及び第5部第4章第191条に商標、事業主体及び広告標識による侵害が規定されているが、これらの規定では会社名や商号、宣伝にのみ使用している標識や文言、個人名、雅号、特定な技術用語などが保護される。

知的財産法第191条は特定標識や商号等の違反を次のように規定している。

- 紋章、盾、又はブラジルや外国の国名若しくは国際機関の公的記章の全部又は一部を誤認・混同を生じさせる虞のある方法で、標章、事業体名称、商号、記章若しくは広告標識として複製或いは模倣する行為又は当該複製品或いは模倣品を商業目的で使用する行為。

3.6 不正競争

ブラジルでは、知的財産法第5部第5章第195条に不正競争による犯罪を規定している。この規定には、虚偽表示、欺瞞、営業秘密の漏えいなどによる不正競争行為を規制している。

知的財産法第195条が規定する不正競争行為は以下の通りである。

- (a) 有利になるために、いかなる手段であれ、競争相手の不利益のために虚偽の陳述を行う行為。
- (b) 有利になるために、競争相手に関する虚偽の情報を提供或いは漏らす行為。
- (c) 他人の顧客を自己又は他の当事者の顧客にするために、詐欺的手段を使用する行為。
- (d) 製品又は事業主体について誤認を生じさせるために、他人の宣伝文句又は標識を使用或いは模倣する行為。
- (e) 他人の商号、事業主体名若しくは記章を不適切に使用する行為、或いはそのような表示をした製品を販売、販売の申出、展示又は保管する行為。
- (f) 他人の製品にかかる個人名又は商号を自身の個人名又は商号と取り替える行為。
- (g) 宣伝のために、実際には受けていない表彰又は栄誉を本人が受けていると主張する行為。
- (h) 粗悪品若しくは偽造品を他人の容器若しくは包装に入れて販売し若しくは

販売の申し出をする行為、或いは製品が粗悪品若しくは偽造品であるか否かにかかわらず、同種の製品を販売するために他人の容器又は包装を使用する行為。但し、その行為が更に重大な違法行為を構成しないことを条件とする。

- (i) 有利になるために、競争相手の従業者が職責を果たさないように、その従業者に金銭その他の利益を供与又は約束する行為。
- (j) 従業者としての職責を果たさないことで、雇用者の競争相手に便宜を図ることの見返りとして、金銭その他の便宜を受ける或いは支払う行為若しくは報酬の支払いの約束を受諾する行為。
- (k) 契約満了後も含めて、公知のもの又は当該分野の技術者にとって自明のものを除き、契約関係又は雇用関係により知得した秘密の知識、情報又はデータで、工業、商業又はサービスの提供において使用し得るものを漏えい、利用又は使用する行為。
- (l) 前項の知識又は情報で、違法な手段により取得又は詐欺行為により知得したものを漏えい、利用又は使用する行為。
- (m) ある製品に特許出願中若しくは登録、或いは意匠登録と偽って展示若しくは販売の申出をする行為、又は広告若しくは営業用書類に同様に虚偽の表示をする行為。
- (n) 作製に相当の努力を要した或いは製品の販売認可を得るために政府機関に提出された試験結果又はその他の未開示データを許可なく漏えい、利用又は使用する行為。

3.7 植物品種

植物品種権者の承諾なく、権利存続期間中にブラジル国内で、植物品種保護法第9条に規定される植物品種権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

次の行為は植物品種に係る権利侵害行為となる。

- (1) 植物品種権利者の許諾なく、商業的繁殖を行う行為。
 - (2) 商業目的で植物品種を生産、販売、又は事業化する行為。
- (植物品種保護法第9条)

例外規定

次の行為は、保護された植物品種に係る権利侵害とは見做されない。

- (a) 植物品種を私的使用目的で、保管及び自身の土地或いは自身が所有する他人の土地で種子を栽培する行為。

(b) 増殖目的以外で、自身が栽培した製品として、食品或いは材料として使用又は販売する行為。

(c) 遺伝的改良/育種或いは科学研究目的で、植物品種を変異の源として使用する行為。但し、別の品種やハイブリットの商業的生産のために保護される植物品種を反復して使用することが不可避であるときには原品種の権利者の許可が必要である。また、その植物品種が保護される植物品種から派生することに主に特徴があるときには当該保護される植物品種の権利者の承認を条件とする。

(d) ブラジル政府が承認する公共組織或いは非政府組織による小農家財政支援計画にもとづき、小農家として、或いは他の小農家への寄付や交換のために種子を繁殖する行為。

(植物品種保護法第 10 条)

保護期間：ブドウ、果実、森林樹及び鑑賞樹木は、公告日から 18 年間

その他の植物は、公告日から 15 年間

* 公告日とは仮保護登録証の発行日を言う。

3. 8 著作権

ブラジルでの著作権は、著作権法第 22 条に、人格権、著作権及び著作隣接権の 3 つの態様を規定している。人格権は第 24 条以下に、著作権は第 28 条以下に、著作隣接権は第 90 条以下に、それぞれの排他権が規定されている。著作権侵害に関連する規定は、第 28 条、第 29 条、第 90 条、第 93 条、第 95 条、第 102 条から第 108 条である。

著作権の排他権は、特に第 29 条に列挙されており、著作物の一部又は全部の複製、編集、翻案、編曲及びその他の変形、別の言語への翻訳、レコード又は音響映像製品への記録、現存または将来発生する媒体におけるあらゆる種類の使用行為が対象となる。

著作隣接権は、演奏者、伴奏者、レコード制作・販売者及び放送会社に帰属し、特に第 90 条に排他権は列挙されており、演奏の固定、複製、発表、貸与及び放送或いはその他の方法で視聴できる手段による提供が含まれる。

上記に記載の著作権者の排他権を侵害すること及び次の行為は著作権侵害として刑罰の適用を受ける。

(1) 著作権者の著作物をその他の方法で不正に複製、公開又は使用する行

為。

- (2) 著作権者の許諾なく、文学的、芸術的または科学的作品を出版する行為。
- (3) 不正な複製物やレコードを、自身や他人のために、販売や直接的又は間接的な取得、優位性や利益の確保を目的として、販売、販売のための展示、受信、隠匿、取得、配布、保管又は使用する行為。複製が海外で行われた場合は、輸入者や販売者も侵害を構成する。
- (4) 文学的、芸術的または科学的作品、演劇やレコードを公衆にあらゆる種類で伝送及び再伝送、及び通信をする行為。

(著作権法第 102 条-第 105 条)

例外規定

下記の行為は侵害とは見做されない。

- (a) 定期刊行物や新聞での記事や報告として、著作者の名前を挙げるか許可を取って、或いはそうした発行物からの引用として、紹介する行為。
 - (b) 公開された集会でのスピーチを新聞や雑誌で紹介する行為。
 - (c) 関係者の承諾のもと、肖像画やその他の表現の形態での肖像の作品を複製する行為。
 - (d) 収益の目的無く、点字などの方法で視聴覚障害者のために文学的、芸術的または科学的作品を複製する行為。
 - (e) 個人の使用目的で、著作の一部分を複製する行為。
 - (f) 著作者や出店を引用して、研究・批評・議論目的のために、書籍、新聞、雑誌及びその他の媒体で作品を引用する行為。
 - (g) 特定の目的を持った教師による授業で、教師の承諾が必要である著作物が使用されて、作成されたノート。
 - (h) 顧客に紹介することのみを目的に商業施設で文学的、芸術的または科学的作品を使用或いはレコード及びラジオやテレビ放送する行為。
 - (i) 収益を目的とせず、家族や教育施設での指導のために、上演や演奏をする行為。
 - (j) 裁判や行政手続きにおいて証拠として、文学的、芸術的または科学的作品を使用する行為、
 - (k) 複製が目的でなく、新しい作品を作成するために、著作者の法的利益を不当に侵害しないことを条件に、作品の全体或いは部分を複製する行為。
- (以上、著作権法第 46 条)
- (l) 事実上の複製や軽蔑的表現でないことを条件に、言い換え或いはパロディーとして表現する行為。(著作権法第 47 条)
 - (m) 公共の場で自由に絵画、図形、写真及び映像音響方法の形で恒久的に配

置された作品(著作権法第 48 条)

- (n) 著作権所有者の承諾のもと、一時的及び電子的方法で作品、レコード及び演奏が複製される行為。(著作権法第 30 条第 1 項)

保護期間:

- (1) 著作者の著作権は、著作者の死亡の翌年 1 月 1 日を起算日として 70 年間
- (2) 共同著作作品は、最後の生存者の死亡の翌年 1 月 1 日を起算日として 70 年間
- (3) 無名又は匿名による著作物は、最初の発表日の翌年 1 月 1 日を起算日として 70 年間
- (4) 音響及び画像作品は、最初の発表日の翌年 1 月 1 日を起算日として 70 年間
- (5) 著作隣接権は、レコードとして固定、その他の場合は、伝送、放送及び公演の日の翌年 1 月 1 日を起算日として 70 年間

3. 9 集積回路配置

半導体の集積回路のトポグラフィは著作権の保護範囲であるが、集積回路保護法に規定されている。なお、その保護を受けるためには登録が条件であり、ブラジル知的財産局に登録手続きを行うことができる。(集積回路配置知的財産保護法第 29 条)

集積回路配置権者の承諾なく、権利存続期間中にブラジル国内で、集積回路配置知的財産保護法第 36 条に規定される集積回路配置権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

集積回路配置知的財産保護法第 36 条が規定する、集積回路配置権者の実施権は次の行為である。

- (a) 他の集積回路配置に格納することを含め、いかなる方式でも集積回路配置の一部又は全部を複製する行為。
- (b) 商業目的で、保護された集積回路配置又は保護された集積回路配置が組み込まれている集積回路を輸入、販売又はその他の方法で頒布する行為。
- (c) 商業目的で、保護される集積回路配置が複製され含まれている集積回路を不正に組込んだ製品を輸入、販売又はその他の方法で頒布する行為。

例外規定

- (1) 分析、評価、教育及び研究目的で使用する行為。
- (2) 保護される集積回路配置の分析、評価及び研究の成果に基づく新たな集

積回路配置の創作又は利用する行為。但し、保護される回路配置と実質的に同一でないことを条件とする。

- (3) 商業又は私的目的で、集積回路配置権者又はその同意に基づき配布された集積回路配置或いはその製品を輸入、販売又はその他の方法で頒布する行為。
- (4) 集積回路又は製品を取得した際に、保護される集積回路配置が当該製品又は集積回路配置に違法に複製されたこと或いはそれを合理的に知る理由がなかった者が当該集積回路配置又は当該製品を輸入、販売又はその他の方法で頒布する行為。なお、適正なライセンス料が支払われれば保管又は注文済みのものに対して、その行為を継続することができる。
(集積回路配置知的財産保護法第37条)

保護期間：①出願日から10年間
②最初の利用日より10年間

3.10 ソフトウェア

コンピュータプログラム自体は特許権の保護対象ではないが、装置やシステムとして一定の要件を満たせば特許権としての保護を受けることができる。ソフトウェア知的財産保護法は、コンピュータプログラムを著作権の一つの態様として保護を規定しているが、集積回路配置のように登録を保護の要件とはしていない。なお、登録は任意であり、ブラジル知的財産局に登録手続きをすることができる。(ソフトウェア知的財産保護法第2条)

コンピュータプログラムの保護は著作権法による著作権に対する規定が同様に適用される。著作者人格権については、著作者の名誉が毀損される場合を除き適用されない。ソフトウェア著作権者の承諾なく、権利存続期間中にブラジル国内で、著作権法に規定される著作者の排他権を実施する行為は侵害対象行為と見做される。詳細は著作権の項を参照。

なお、本法で認める排他的権利には貸与の承認や禁止が含まれるが、販売、ライセンスまたはその他の方法でコンピュータプログラムを移転することで消尽はしない。

例外規定

- (1) バックアップ目的で、合法的に購入した複製を一部複製(電子的保管を含む)する行為。

- (2) 教育目的で、権利者のそれぞれの権利を明示し、コンピュータプログラムを部分的に引用する行為。
 - (3) 他に前から存在した類似するコンピュータプログラムで、その機能や技術的な原則や表現に代替手段の制限があるために生じる場合を条件とする。
 - (4) 技術的に不可分な利用者専用のニーズのために、その本質的な特徴を維持したままコンピュータプログラムを統合する行為。
- (ソフトウェア知的財産保護法第6条)

保護期間： 公開或いは創作の日から 50 年間

4. 侵害の発見から解決までのフロー

ブラジルは、長年アメリカの USTR 通商法における知的財産権に対する対外制裁条項に基づくスペシャル 301 条報告において、著作権や知的財産権の侵害及び法律整備不足の指摘を受け続けている。こうした状況を受けて、2009 年に著作権侵害及び知的財産犯罪対策協議会 (The National Council to Combat Piracy and Intellectual Property Crimes (CNCP)) は、2010 年優先アクションプランを発表し、繁華街や市場での積極的な摘発や取締り、サンパウロやリオデジャネイロなど主要地域での海賊・模倣品対策タスクフォースチームの設立、模倣品の輸入ルートとなっているパラグアイとの国境対策、刑事罰の強化、海賊品・模倣品の反対キャンペーン活動などを強力に推進している。

一方、ブラジルは 2014 年のサッカーの世界カップ及び 2016 年のオリンピックの開催を控えている。こうした世界的な大会が開催される場合には、必ず大会主催者団体や有名スポンサーのビジネスに便乗した模倣品や海賊品の販売のみならず、新たなビジネスチャンスを求めて現地に進出する外国企業の事業にタダ乗りする模倣活動が後を絶たないために、ブラジル政府は模倣品や海賊品の対策に独自ウェブサイトの開設、展示会への参加などを通じて、模倣品や海賊品の対策に力を入れている。

図1. 海賊品・模倣品の紹介ブース



右の図表は、連邦警察による取り締り結果であるが、従来、著作権侵害の CD や DVD が目立っていたが、最近になってタバコや医薬品、電気製品の模倣品の流入が見られる。これらの商品以外に、玩具、靴やバック、事務用品、有名ブランドの香水やサングラス、そして高価な腕時計なども増加している。こうした模倣品の輸入ルートが高速道路などの陸路へと移行していることにも注意が必要である。警察などの行政による取締りは職権及び知的財産権者の申立によるものである。

2008 年に実施されたブラジルの大手調査会社と知的財産保障協議会 (ANGARDI) によるサンパウロ (São Paulo)、リオデジャネイロ (Rio de Janeiro)、ベロオリゾンテ (Belo Horizonte) 及びレシフェ (Recife) の 4 大都市で 16 歳以上の約 1700 人を対象に実施した衣類、玩具等に対する模倣品意識調査によると、74% の人が模倣品であることを知りながら購入した経験があること、50% 以上の方が音楽 CD を、10-25% の人がその他の大衆消費財を引き続き購入する意識があること、また、90% 以上の方が購入した商品が真正品の半額以下であることなどを回答している。もちろん、調査ではそうした模倣品の購入が経済や生活に悪影響を及ぼしていることを理解する意識の向上は見られるが、模倣品市場規模が 2005 年に対して 45% 増加していることも確認されている。この調査が特定主要都市の調査によるものであることから、広範なブラジルの国土を考えると、かなりの規模で模倣品や海賊品の取引が拡大していることが予想される。

図2. 連邦警察による主要摘発品 (2008-2010 年)

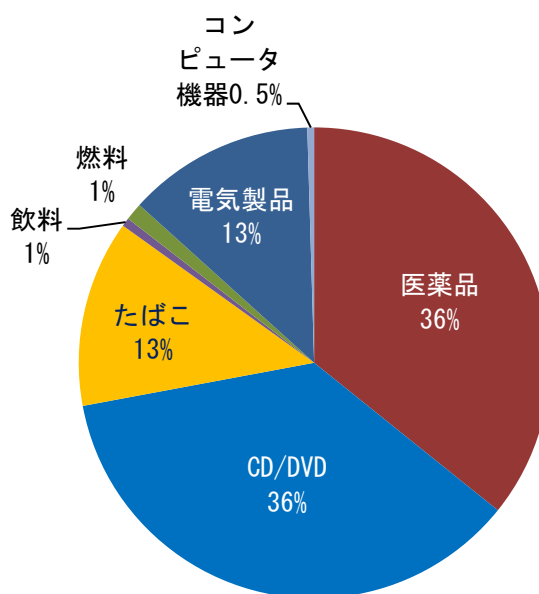
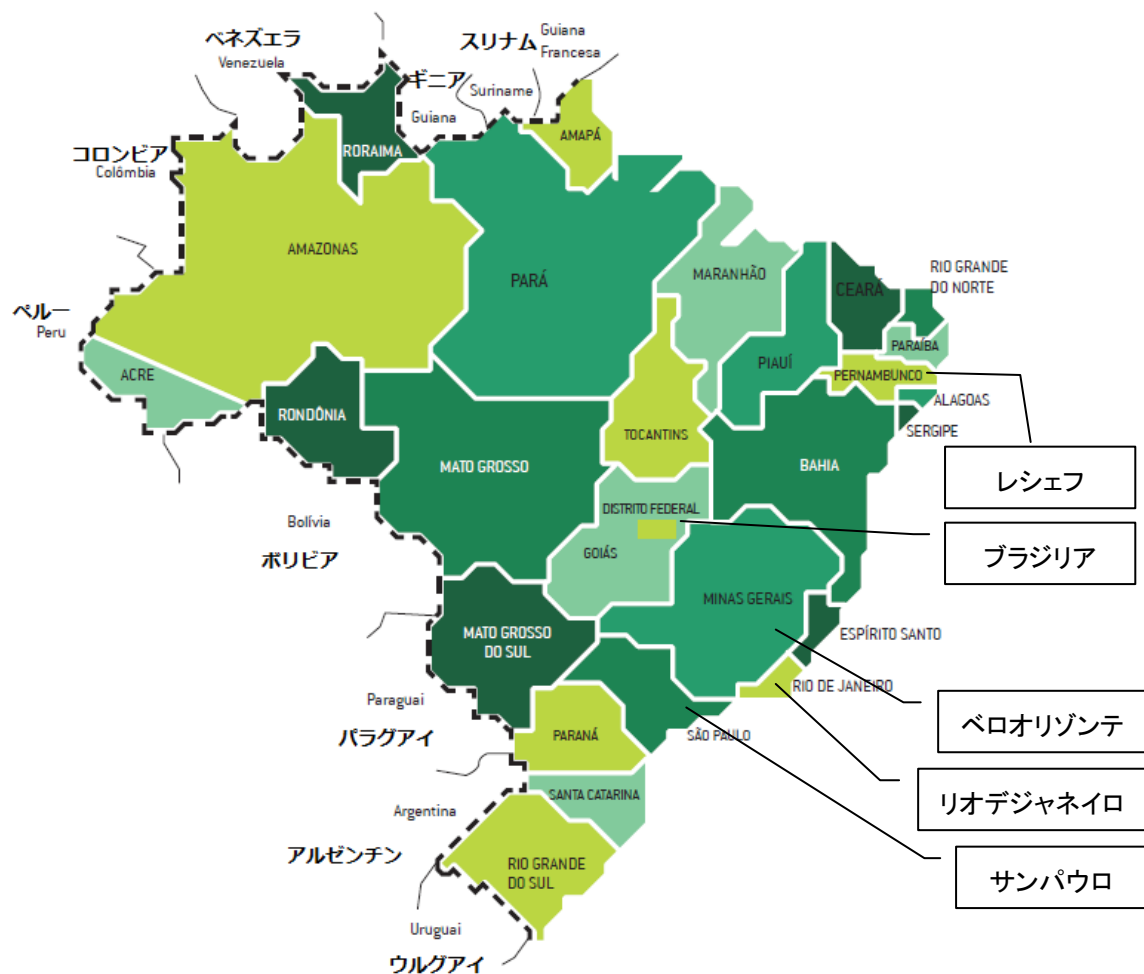


表1. 連邦警察による主要摘発推移 (2008-2010 年)

	2008 年	2009 年	2010 年
飲料	100,715	152,752	106,670
CD/DVD	7,267,284	9,132,720	5,799,680
たばこ	1,718,310	2,709,295	3,422,606
燃料	128,295	503,565	98,854
コンピュータ機器	85,585	105,771	98,613
電気製品	228,571	431,379	393,428
医薬品	496,663	3,228,915	18,150,578
(単位: 個数) 合計	10,025,423	16,264,397	28,070,429

ブラジルは、アメリカ合衆国のアラスカを除く広さとほぼ同じ面積、14,691 平方キロ、沿岸 7,491 キロを有する南米大陸最大の面積を誇り、周囲をウルグアイ、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ペルー、コロンビア、ベネズエラ、ガイアナ、スリナム、フランス領ギアナの数多くの国と海に面しているため、自由貿易港を経由した模倣品や海賊品が流入するルートが数多くあると言われている。一般的に模倣品は、貿易港を中心として中国、香港や台湾などから流入しているが、ブラジルの場合はパラグアイなどメルコスール(南米南部共同市場)加盟国との陸路を経由して、数多くの模倣品や海賊品が流入している。こうしたブラジルでの模倣対策は主に著作権や商標権侵害が対象となるため、警察を活用した摘発或いは税関による摘発が時間及び費用の面から採用されていることが多い。課題となるのは、権利行使のための確実な商標権が取得できているか、また、優良な代理人を選任することにある。

図3. ブラジル地図(出所:連邦警察)



4.1 侵害の発見

ブラジルでは、中国や隣国のパラグアイの国境を越えて輸入された模倣品や海賊品が全体の75%を超えており、その約半数がパラグアイの国境を越えたものと報告されている。主な侵害品は、医薬品、食品、衣類、靴や家電などの模倣品や映画・音楽、またCDやDVDなどの著作権を侵害する海賊品であり、最近では自動車部品にまで及んでいる。

図4. 警察による捜査(出所: diarioonline)

こうして輸入された侵害品は都市部の路地や市場で販売されているため、輸入業者、流通業者及び小売店舗において、商標権や著作権を侵害する行為が行われていることが伺われる。また、最近ではインターネットによる模倣品や海賊品の販売が行われることも多くなっている。



従って、知的財産権を侵害する模倣品や海賊品は、現地法人や販売代理店などの提携先からの報告やインターネット検索によって発見されることが多い。

4.2 証拠の収集

侵害品が発見された場合には、その侵害品が販売されている地域、店舗などの場所、被疑侵害者(販売相手先)、被疑侵害品のなどの詳しい侵害状況の情報を入手する。

被疑侵害品を収集する場合、侵害品サンプルを購入し、領収書を入手する。そして、販売が行われている店舗や場所の写真を撮影し、販売の事実確認ができるようにする。また、インターネットでの侵害品の販売においては、そのウェブサイトが閉鎖される可能性があるため、印刷出力するとともに公証人による公証手続きをすることをお勧めする。

ブラジルでは、警察に摘発(レイド)を申し立てることにより、警察による更なる追加調査が実施される。従って、一定の証拠を入手することで、刑事告訴を含む警察の対応を期待することもできるので、十分な証拠の能力があるサンプルや関係資料を収集することが重要である。

具体的な証拠収集の対象としては、被疑侵害品の購入、パッケージ、広告、パンフレットや製品説明書などで、例えば、商標権を侵害する事実を証明する物品や関係資料

を収集する。さらに、被疑侵害品の製造や販売の場所を含めて、日付を入れて、写真やビデオを撮影しておくことも重要な参考資料となる。

一方、模倣品の輸入の事実をつかんでいるような場合は、税関に対して、個別に情報提供を行うことが勧められる。過去の模倣品の輸入販売の事実や対象となる商標や著作権の知的財産権及び模倣品との見分け方などを含めた情報を提供することにより、自発的な職権による捜査を期待することもできる。現在のところ、他国にあるような商標権の税関登録制度は十分には機能していないので、積極的な情報提供を含む働きかけが、模倣品の収集や輸入ルートを特定することにつながる。

収集した侵害品サンプルや関連資料から被疑侵害品について、正しい判断を行う。つまり、精巧な侵害品か、また質の悪い模倣品か、または自社の真正品の横流しや並行輸入品であるかなど、さまざまな角度から判定する。

さらに、パッケージや商品本体の記載から商標、製造国や型番、会社名、連絡先などの確認を行い、商標、意匠、特許、また著作権など、どの知的財産権が侵害されているのかを判定する。

4.3 侵害者の特定

侵害者の特定及びその後の手続きは、現地の法律事務所を通じて行うことが一般的である。ブラジルの法律事務所の一部には、専門の調査員を配置して、模倣品や海賊品の対策を行っている事務所もある。また、アメリカなどブラジル以外に拠点を持つ、一般の調査会社も知的財産権の侵害の調査をする調査会社がある。

ここでは、特に侵害の実態調査を行う調査会社や法律事務所の選定上の注意点をあげる。ブラジルは広大な土地をカバーする国家であり、模倣品の製造や流通、また販売をする事業者は各地に分布している。一方、調査会社や法律事務所はリオデジャネイロやサンパウロの中心部に存在している。こうしたことから、ブラジル全体をカバーできる調査会社や法律事務所は数少なく、こうした点はブラジルの弁護士からも指摘されている。

また、注意しなければならない点に言語の問題がある。ポルトガル語以外に英語での対応が十分できる調査会社は少なく、限られた調査会社や個人の調査員になることを理解する必要がある。

従って、地方での対策においては、大手の法律事務所でも、広範なブラジル全土をカ

バーできる法律事務所は少なく、被疑侵害者の特定には主要都市部やその周辺に限られる現状があることを理解し、現地法人や提携先と協力のもと、現地の法律事務所や調査会社とも連絡を取ることをお勧めする。

いずれにしても、被疑侵害者の情報は、証拠収集で入手した模倣品や関係資料、販売店からの入手ルート of 聴き取りなどから輸入業者や流通業者を特定することができる。また、インターネットの場合には、インターネット取引において掲載される連絡先から特定することができるが、これらは正しい情報とは言えない場合がある。従って、その正否の確認のためには、調査会社や法律事務所などを活用することになる。

なお、税関による差止が発生した場合には、権利行使を前提とすることにより、税関から輸入業者の情報を得ることができる。

4. 4 権利行使の判断

既に述べたように、ブラジルの知的財産権事件は、主に模倣品や海賊品による侵害状況が多く、店舗販売や倉庫での保管を取り締まることが多いために、よりコストが安く、短時間で解決できる警察での手続きが選択されている。或いは、民事訴訟よりも警告書の送付を一つの方法として採用することが多く見られる。

ところで、知的財産権侵害として、民事訴訟を含めて、一般的には次の点について検討する。

既に実施した証拠収集において侵害品サンプル、領収書及びその他の関係書類など、対象となる知的財産権を一貫して侵害することを証明する資料が準備できているかどうかを確認する。更に、侵害された知的財産権を証明する、商標、特許、意匠、できれば著作権登録をした著作権及び商号を示す登記簿などの証明書を収集する。これらの情報に基づいて、模倣品がその権利を侵害しているかどうかを判断するのである。もし、該当する知的財産権がブラジルにない場合、模倣品排除はかなり難しいと理解しなければならない。

例えば、商標所有者がブラジルで有効な商標権を取得していない場合、知的財産法第126条及びパリ条約第6条の2に基づき、著名性を主張することができる。しかし、これを主張するためには、商標所有者は、ブラジルを含めて、その商標がその事業分野で著名であることを実質的に証明する資料を収集する必要がある。また、それらの資料から条件が揃えば、悪意性やパッシングオフに基づき、不正競争を請求することができる。当然ながら、権利行使における勝率は収集できた著名性を証明する資料に基づくた

め、現地の法律事務所に、その評価を求めることは重要である。

一方、特許や工業意匠についてもブラジルに有効な権利を保有していない場合、たとえ、模倣されている製品が有名な製品であったとしても、侵害訴訟で勝訴するのは難しいと言える。ブラジルで出願されていない発明や意匠については、タイミング良く出願されず公開された場合、一般公衆の財産となったと見做されるために、他国で権利化されているとしても、権利行使はできない。

なお、模倣品の輸入差止めについては、登録商標権と関連製品の情報を税関に提供することで、対応することができる。しかし、税関からの差止通知受領後 10 日以内に侵害判断や権利行使の手続きをするには、ブラジルに代理人が存在する必要がある。こうした体制が取れるかどうかをあらかじめ検討しておかなければならない。

下記の項目は、権利者が権利行使前の準備段階で検討するポイントである。

1. ブラジルで適切な知的財産権を保有している場合、対象となる商標などの知的財産権が有効であることを確認する。
2. 被疑侵害品や被疑侵害行為がその知的財産権の権利範囲に含まれるかどうかを比較検討する。
3. ブラジルの法律事務所から被疑侵害品による侵害判断の鑑定書入手する。
4. どのような救済を求めるのか、つまり行政措置及び刑事訴追、或いは民事訴訟による製造や販売の差止、また損害賠償まで求めるかどうかを検討する。
5. 関連する知的財産権の有効な登録証など証明資料を準備する。
6. 現地代理人への委任状などの全ての必要書類を正しく準備する。
7. 使用する被疑侵害者の侵害品サンプルや関連資料を準備する。
8. 民事訴訟をする場合には、被疑侵害者の居所や事業者であれば登記情報を確認する。

4.5 警告状

ブラジルでは、現地弁護士から警告書(a cease-and-desist letter)の活用を勧められることがしばしばある。被疑侵害者に対して、行政手続きや民事訴訟などの法的手続きを行うとコストと時間がかかるために、模倣品や海賊品対策で効果があると判断できる場合は、店舗や流通業者に警告状で済ませることもできる。

ブラジルでの警告状は、他国の警告状と同様に、知的財産権者のすべての要求を記載し、被疑侵害者の対応を求めるものであるが、書簡を強硬な文面にするか、友好的な文面にするかは案件や相手、侵害の規模や性質、また悪意性があるかどうかにより、

臨機応変に書きかえるべきである。

その警告状に記載する事項は一般的に次の通りである。

- ① 知的財産権者の情報、代理人の場合は、その両方の説明を含める。
- ② 侵害されている知的財産権の情報、登録番号など。
- ③ 侵害が起きている場所、製品やサービスなど被疑侵害対象となる状況。
- ④ 被疑侵害者に対する要求、例えば、販売や製造の停止など。
- ⑤ 応答の期限

ブラジルの警告状の送付方法には、2つの対応がある。一方は、裁判管轄外警告書送付で、他方は裁判管轄警告書送付である。

裁判管轄外警告書送付は、裁判所の関与なく、被疑侵害者に侵害の事実を通知することを目的としている。この手続きは誰でも行うことが可能で、弁護士の関与なく、作成した警告状を登記所(Registry of Deeds and Documents)を通じて、被疑侵害者に送達するものである。つまり、警告書を発送した記録を伴うものの、特別の拘束力や強制力のあるものではないために、被疑侵害者による対応が期待できない場合は、引き続き何らかの追加対策をとる必要がある。

裁判管轄警告書送付は、同様に、被疑侵害者に侵害の事実を通知することを目的とするものであるが、知的財産権者が裁判所に申し立てて、被疑侵害者に侵害の停止を求める警告書が裁判所を通じて送達されるものである。裁判所が関与するために、手続きには弁護士の関与が必要となる。この通知方法では、裁判官は特段侵害の有無など違法行為やその後の違法行為の停止などについては確認をしていない、

また、裁判管轄警告書送付は、特別の拘束力や強制力を伴わないものであるが、書類が送達されたことの内容証明に加えて、権利を保障し、意思を正式に被疑侵害者に伝え、事件の重大さや裁判手続きの可能性を示唆し、通知するものとなるため、被疑侵害者から適切な対応が得られる可能性は高く、和解へと進むことになれば、好ましい対応と言える。しかし、裁判所で手続きをするために、コストや時間がかかることに加えて、場合によっては、対象となる商標や特許権に対する無効取消や非侵害確認訴訟のきっかけにもなりうる。

相手が比較的積極的であったり、一定の事業規模のある侵害者であったりする場合で、和解による侵害停止が可能と判断できるときは、知的財産権者は和解条件を定めて、和解契約書など適切な書面に基づき、和解することをお勧めする。万一、引き続き

侵害行為を続ける場合は、契約不履行であり、裁判所に民事訴訟で解決を求めることができる。

なお、侵害者との和解条件には、以下のような内容を含めることができる。

1. 侵害行為や侵害品の取引の永久停止。
2. 保管・所有している侵害品の引渡。
3. 侵害品を別ルートから入手している場合は、その入手ルートの開示。
4. 損害や弁護士費用など合理的支出に対する賠償。
5. その他の関連条項。

警告状や和解契約書については、個別に現地の法律事務所と相談され、対応することをお勧めする。

4.6 侵害に対する法的措置

警告や和解によっても、模倣品や海賊品による侵害の停止が成立しなかった場合、或いはそうした対応をせずに、侵害の状況に応じて、知的財産権者は、行政摘発、刑事告訴や民事訴訟などをとることができる。

(1) 警察捜査及び刑事告訴

警察は模倣品や海賊品に対して、犯罪行為としてレイドを職権或いは申立により行うことができるため、知的財産権者は自らの調査結果などを警察に提供して、模倣品のみならず模倣品の関連機材を含めた捜査及び押収を求めることができる。警察によるレイドの実施後、知的財産権者或いは検察官は刑事訴追を行うことができる。

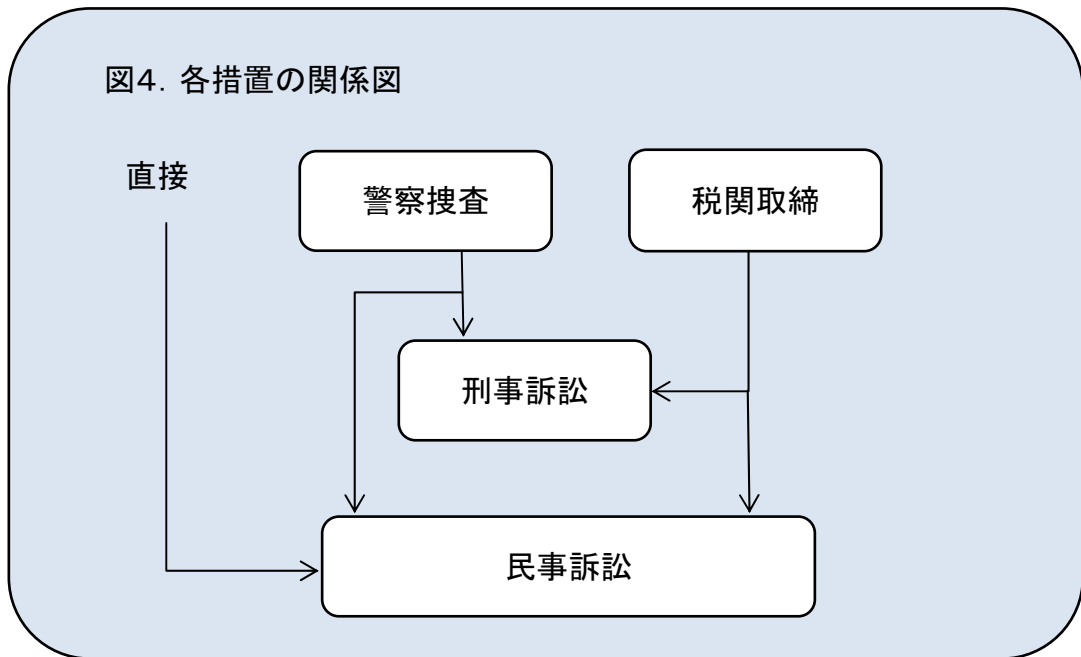
(2) 税関の輸入差止及び刑事告訴

税関による職権や知的財産権者の求めによる商標権や著作権侵害の捜査に基づき、侵害品が発見された場合、知的財産権者は10日以内に侵害の有無を確認し、侵害品の処分や侵害者の禁固などの刑事手続きを請求することができる。さらに損害がある場合は民事訴訟で損害の賠償を要求することができる。

(3) 民事訴訟

知的財産権者は、刑事告訴とは別に、暫定救済や損害賠償を求める民事訴訟を起こすことができる。民事訴訟では、暫定救済による捜査・押収、侵害品の販売差止、損害賠償を要求することができるが、時間と費用がかかるばかりか、被告から防御として、特許や商標の無効請求などを対抗策として出されることが多く、こうした対応も視野に入れておく必要がある。

図4. 各措置の関係図



5. 侵害に対する救済手段

ブラジルでの知的財産権侵害に対する救済手段としては、前項4. 6で説明したように、警察による捜査、税関取締それに引き続く刑事訴訟及び民事訴訟がある。ここでは、これらの手続き、救済内容及び刑罰を概説し、最近のインターネット上の模倣対策や仲裁などについても説明する。

5. 1 警察捜査

警察による捜査は、職権、司法当局若しくは地区検察局、及び被害者若しくはその代理人の請求により開始される。従って、模倣品や海賊品により被害を受けている知的財産権者やその求めに応じた検察官は、警察当局にレイドを求めることができる。捜査可能な刑事上の侵害行為の事実を知っている知的財産権者は、警察当局に、口頭又は文書により、その模倣品や海賊品にかかる情報を通知し、警察当局は当該情報の正当性を検証の上、捜査官に捜査の開始を命令する。(刑事訴訟法 No.2848/1940、第4条及び第5条)

警察当局は、捜査班を設置し、提供された情報に基づき、侵害現場或いは関係場所を自主的に捜査する。捜査により犯罪が確かに存在するかどうかを確認する。通常、この時点での差押えは模倣品を確認できる程度の数量に限られる。その後、捜査班は検証した事項の全てについての詳細な報告書を作成し、管轄の検察局に報

告する。

なお、刑事告訴ができない内容である場合、警察は調査報告書を被害者である知的財産権者或いはその代理人に提供するか、裁判所の主導による捜査の場合は、当該裁判所に提出される。

検察局は、提出された報告書や資料に基づき、被疑侵害者を刑事告訴するかどうか、また捜査を継続するかどうか検討する。こうした検討結果について、検察局は裁判所に提出して、最終的な判断を求めることになる。

ところで、警察による捜査が予備調査及び差押え手続きの場合、特許、意匠、商標の産業財産権或いは著作権やコンピュータプログラムのソフトウェア著作権にかかる知的財産権者は被疑侵害品捜査について、刑事及び民事の 2 つのアプローチをとることができる。

刑事手続きに関連する場合は、上記に述べたように、被疑侵害品にかかる差押えは、侵害品であるかどうかの審査に必要なだけの数量のサンプルに限定される。知的財産権或いは不正競争にかかる場合では、商標権や著作権の侵害が明らかであれば、全量の侵害品や複製品を差し押さえることができる。

一方、民事手続きに関連する場合は、侵害にかかるすべてのものが対象となり、すべての侵害品、関連する製造装置、金型、包装用品及び広告宣伝用の資料などまでを含めることができる。なお、こうした捜査命令が認められるには、模倣品の証拠は明確なものであり、知的財産権者が受ける経済的な損失や回復不能な損害のリスクが証明されなければならないのである。

5. 2 税関取締

ブラジルの国境対策は、連邦収税局の税関部門及び連邦警察に権限がある。連邦収税局は、税関規則 No.6759/2009 に基づいて、関税の適用に加えて、国際取引における脱税、密輸及び商標や著作権にかかる違法取引対策を行い、連邦警察は憲法第 144 条の規定に基づき、国境警備に加え、密輸や不正通関及び違法行為の取締り対策を行っている。連邦警察局の財務警察一般調整局 (CGPFAZ) が違法輸

図5. 模倣品捜査 (出所:連邦警察)



入行為を専門に担当することは、他国にはない対応であり、複数の国と国境を接しているブラジルならではと言える。知的財産権の侵害の疑義のある輸出入品については、連邦収税局の一般税関管理調整部 (General Coordination of Customs Administration (COANA)、以下、税関と言う) が担当する。ここでは、税関による対応を解説する。

知的財産法では、税関は職権或いは利害関係人の請求に基づき、偽造、改造又は模倣された商標或いは虚偽の出所表示が付されている製品を通関時に差し押さえることができると定めている(産業財産法第 198 条)。

なお、いわゆる並行輸入に関しては、2009 年の並行輸入に係る判決において合法と判断されたために、現在では犯罪を構成すると判断せず、特定の裁判所による命令がなければ差止をすることはないので、留意しなければならない。

知的財産権者は、特に商標権及び著作権を侵害する製品の輸出入についての情報や十分な証拠がある場合には、税関に差止めを求めることができる(税関規則)。この税関の対応は、ブラジル各地の港湾、空港に所在する税関支署や COANA により個別に実施される。そのため、例えば、商標権者である場合、まず、COANA 及び主要な税関支署の署長に、対象となる商標のリストを含む申請書及び説明のための面会申請を行うことが勧められる。

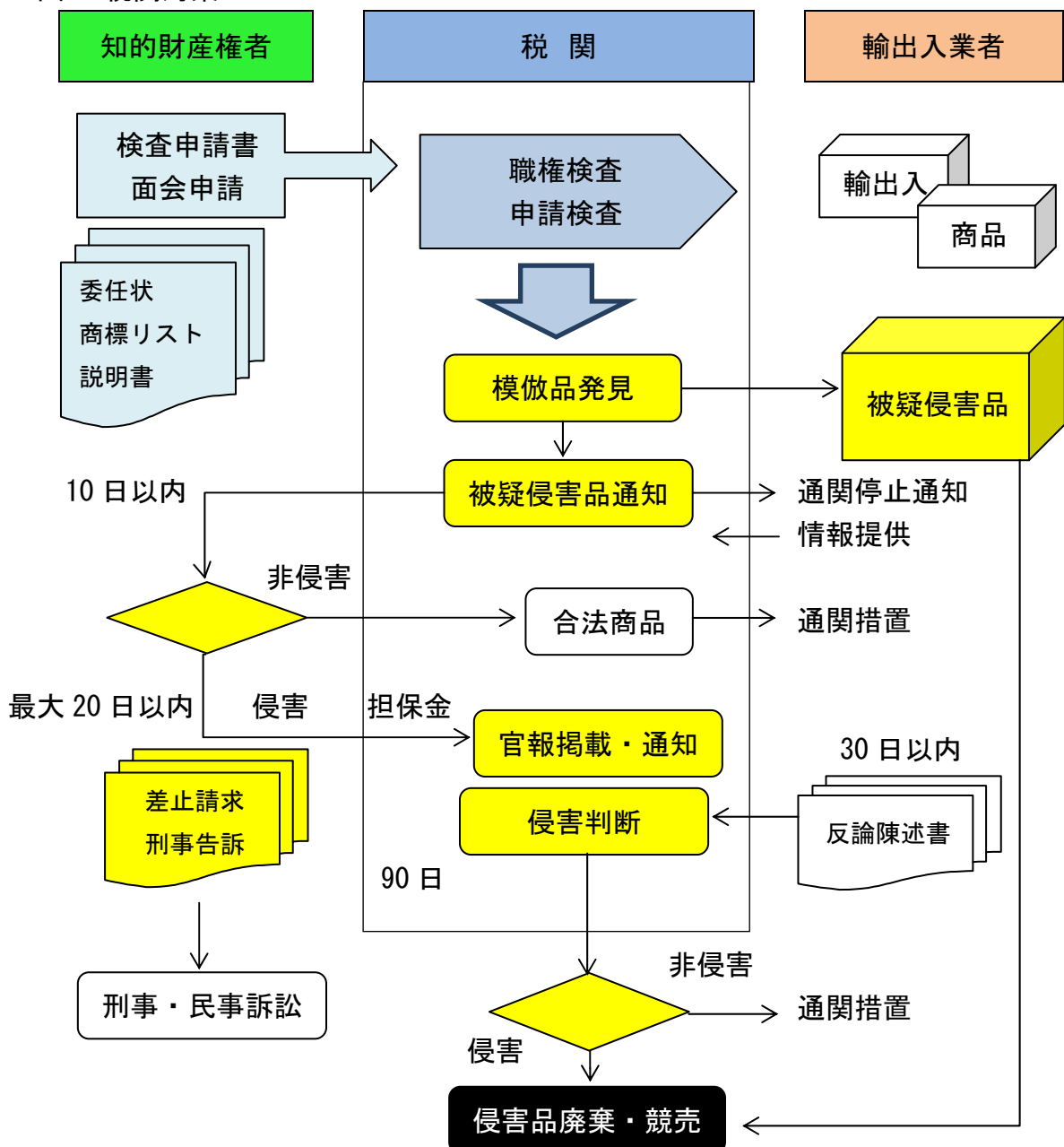
この手続きは COANA にするだけでも良いとされているが、各地の税関支署との連絡不足を解消するために、主だった税関支署やターゲットとなる港や空港の税関支署にも手続きをする。また、税関担当者との面会は非常に効果があり、侵害を受けている商品の模倣状況や模倣品と商標の類否判断方法の説明に加えて、地元の税関職員との友好関係を構築することで、輸出入における模倣品のダブルチェックなど追加の対応を期待することができる。

税関は商標を改ざん、模倣した商標を付した或いは出所について虚偽表示を付した商品を発見した場合、商標権者にその通知を行い、サンプルや写真を商標権者に提供する。商標権者は 10 日以内(10 日の延長可)に侵害品の判定をすることができる。もし、商標権者が何らの対応もしない、或いは合法の商品であると通知した場合は、通関手続きが続行される。なお、税関は差止のために適切な担保金の支払いを商標権者に求めることができる。

(税関規則第 605 条-第 608 条、著作権は第 601 条)

商標権者が権利侵害を証明する証拠とともに刑事告訴及び差止を請求した場合、税関による輸出入の差止の行政措置は官報に公示され、輸出入業者は30日以内に反論の陳述を税関に提出することができる。税関は90日(最大180日)間通関を差止めることができる。最終的な侵害判断がなされると差止められた商品は廃棄若しくは商標を削除し競売、寄付などに付される。なお、非侵害と判断された場合は、通常の間通措置が取られる。

図6. 税関対策のフロー



* 侵害品は可能な限り廃棄を求める。

5.3 刑事訴訟

刑事訴訟は、民事訴訟に比べて、短時間かつコストも安く、また、自身の知的財産権がターゲットになるリスクも少ないために、警察や税関での摘発など模倣品対策が行われた場合には有効な手続きである。

(1) 刑事訴訟の対象となる知的財産権

- ① 特許権侵害
- ② 工業意匠権侵害
- ③ 商標権侵害
- ④ 商号、地理的表示などその他の産業財産権
- ⑤ 著作権侵害
- ⑥ ソフトウェア著作権侵害
- ⑦ 集積回路配置権侵害
- ⑧ 不正競争行為
- ⑨ その他の犯罪

(2) 知的財産権の刑事訴訟で適用される刑罰

- ① 特許権侵害(発明特許及び実用新案特許)
 - a) 特許製品の製造や方法の使用:3ヶ月以上1年以下の禁固、又は罰金
 - b) 特許製品の販売等:1ヶ月以上3ヶ月以下の禁固、又は罰金
- ② 意匠権侵害:3ヶ月以上1年以下の禁固、又は罰金
- ③ 商標権侵害
 - a) 第三者の登録商標の模倣等:3ヶ月以上1年以下の禁固、又は罰金
 - b) 第三者の登録商標を模倣等した商標を付した商品の売買等又は適法な商標を容器等に使用:1ヶ月以上3ヶ月以下の禁固、又は罰金
- ④ 商号、地理的表示等の侵害:1ヶ月以上3ヶ月以下の禁固、又は罰金
- ⑤ 著作権侵害
 - a) 通常 of 侵害:3ヶ月以上1年以下の禁固、又は罰金
 - b) 複製、販売等:2ヶ月以上3年以内の禁固、又は罰金
 - c) 通信による販売等:2年以上4年以下の禁固、又は罰金
- ⑥ ソフトウェア著作権侵害
 - a) 通常 of 複製:6ヶ月以上2年以下の禁固、又は罰金
 - b) 複製、販売等:1年以上4年以内の禁固、又は罰金
- ⑦ 集積回路配置権侵害:1年以上4年以内の禁固、又は罰金
- ⑧ 不正競争行為:3ヶ月以上1年以下の禁固、又は罰金

* 各刑罰は夫々の法律で加重が規定され、罰金は刑法の規定が参酌される。

(3) 刑事訴訟手続き

刑事訴訟は私訴と公訴があり、商標などの産業財産権は権利者による刑事告訴を受けて、検察官が州裁判所に提訴する(私訴)。一方、著作権による刑事告訴は刑法の規定に基づき、検察官が職権で主導的に手続きを行い、著作権者は検察官に対する協力者として手続きに参加する形になる(公訴)。

通常の刑事訴追は 5.1 項や 5.2 項での行政手続きを経て行われるが、こうした捜査が無い場合、商標権者は自ら商標権の侵害の事実を調査し、不法行為が行われていることを証明しなければならない。

検察局からの調査報告を受けて、裁判所は証拠の搜索又は差押さえのために、専門家を任命し、追加の捜査及び差押えを行う。その捜査の終了から 3 日以内に調書は提出される。この調書には、捜査及び差押えで発見された被疑侵害品及びその出所に関する情報が詳細に記載され、訴訟手続きでの必要な証拠となる。また、被疑侵害品は裁判所の専門家又は技術専門家により分析され、報告書が作成される。この調書作成時に、被疑者の特定や適切な侵害判断がなされない時には、刑事訴訟で十分な結果を伴わないことがあるので、知的財産権者はできる限り協力することが肝要である。なお、商標権などの私訴の場合、当該調書の確認から 30 日以内に告訴をしなければならないので注意が必要である。

刑事訴訟手続において、裁判官は当該告訴を受理し、被告を 10 日以内に文書で召喚する。被告は全ての事項について反論し、正当な理由を主張し、証拠提出や証人の召喚を求める。裁判官は、公判日程を決定し、被告及び地区検察局の担当官、必要に応じて、原告及びその補佐人の出頭を命じる。

公判は、60 日間以内に関開かれ、原告に対するの質問、検察及び被告側証人の陳述、鑑定人の宣誓証言、証拠等の認定を行い、被告に審尋する。原告、被告からの質疑後に最終弁論が行われる。事件が複雑な場合は、審理を 5 日間延長することができる。

裁判官は最終的な判決を下すが、事実の違法性を覆す明らかな根拠や申立てられた事実が犯罪を構成しないなどの理由がある場合は、無罪の裁定をする。

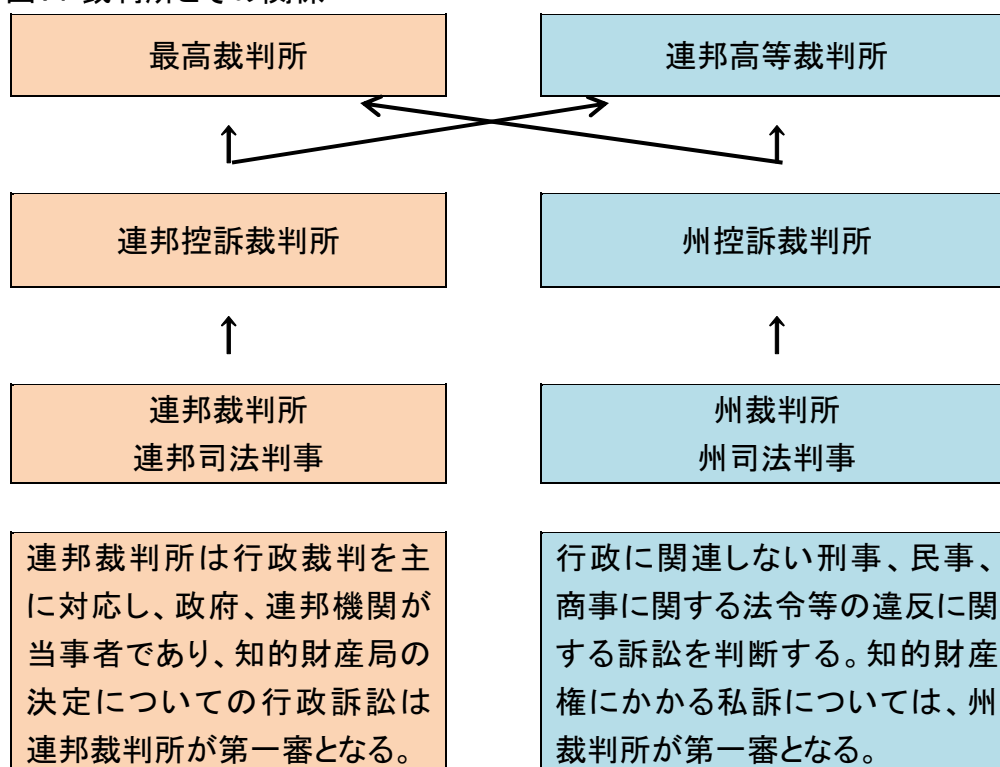
5.4 民事訴訟

重大な知的財産権の侵害については、民事訴訟により、侵害の停止、損害賠償等を求めることができるが、自身の知的財産権の確保、侵害の立証など多くの手続

きが必要となるため、現地に信頼できる法律事務所や代理人を確保することは重要な要件となる。

ブラジルは大統領制の連邦共和国であり、行政上は 26 の州と一つの連邦首都ブラジリア市からなり、5, 563 の市町村から成り立っている。各州は州政府を有し、州政府は当該連邦地区を反映する構造からなり、連邦政府もしくは市町村議会の専管事項と明記されていない全ての権限(独自の州憲法に定める)を有する。各州の行政府の長は連邦憲法の定めに従って直接投票で選ばれる州知事である。州の立法府は州議会議員から成る州議会であり、州の司法府は連邦司法府に倣い、連邦司法裁判所と競合しない様に管轄範囲を定めている。司法権は、上記のように連邦レベルと州レベルで組織されており、市町村に独自の司法権はない。司法職は公的な採用試験により採用され、司法判事は終身職で、行政上の決定により罷免されることは無い。ブラジルの司法制度の概要は次の通りである。

図7. 裁判所とその関係



知的財産権侵害の民事訴訟は、被告の所在地或いは侵害発生地 of 州裁判所に提訴することになり、出訴の時効は 5 年間である。ブラジルには知財専門裁判所はないが、サンパウロには専門裁判所、リオデジャネイロには第 1-7 商事裁判所など、各地域に知財問題を集中的に処理する裁判所が開設されつつある。

ところで、ブラジルでの知的財産権侵害の民事訴訟では、知的財産権者は商標権のほか、特許権、意匠権に基づくことになるが、被告からはそれぞれの無効手続きを受けることになる。ブラジル国内の知的財産権訴訟の統計データが取られていない現状があるので、参考までに、知的財産局が発表している特許等の無効手続きの統計データを掲載する。現地の法律事務所によると、無効手続きはかなりの比率で侵害訴訟と関連しているとの説明である。

表2. 知的財産権の無効手続き推移(2008年-2011年)

	2008年	2009年	2010年	2011年
特許無効	38	31	25	15
意匠無効	17	26	12	3
商標無効	149	137	144	101
審決取消	15	14	10	8
合計	219	208	191	127

(1) 州裁判所が処理をする知的財産関連紛争

- ① 知的財産権侵害紛争
- ② 知的財産契約、譲渡契約など契約違反に関連する紛争
- ③ 不正競争行為により生じた紛争

(2) 民事救済事項

- ① 知的財産権侵害の停止
- ② 被害の是正及び謝罪
- ③ 民事的損害賠償
- ④ 侵害品及び関係手段の押収

(知的財産法第207条-209条、民法第186条、第884条、第927条)。

(3) 損害賠償の対象と範囲

原告にとって、最も有利な下記の算定方法により算出される損害額

- ① 原告の逸失利益
- ② 侵害者が得た不当利得
- ③ 合理的なライセンス料により支払われるべきであった対価

(知的財産法第210条)。

懲罰的な賠償の請求も可能であるが、認められるのはまれである。

(4) 裁判手続き

知的財産法は刑事告訴とは独立して、当事者に民事訴訟を起こすことを認めている。しかし、模倣品や海賊品で民事的な救済を求める対象は個人や法人組織であるが、損害賠償に対応できる一定の規模のある侵害者を対象とするべきであり、海賊版を取り扱う個人や模倣品販売をする小規模店舗は、そもそもそうした賠償に対応できないことが多い。

また、ブラジルの民事訴訟で、被告による賠償金の支払いは極めて遅く、時間のかかるものである。賠償金の支払いは損害賠償の証拠や被告である侵害者の経済状態によるため、民事訴訟提起前から検討事項に入れておくことが勧められる。

知的財産法及び民事訴訟法は、原告となる知的財産権者が暫定救済や捜査・差押え命令を裁判所に求めることを認めている。この種の差止命令を取得するために、知的財産権者は下記の手続き上の要件を満たさなければならない。

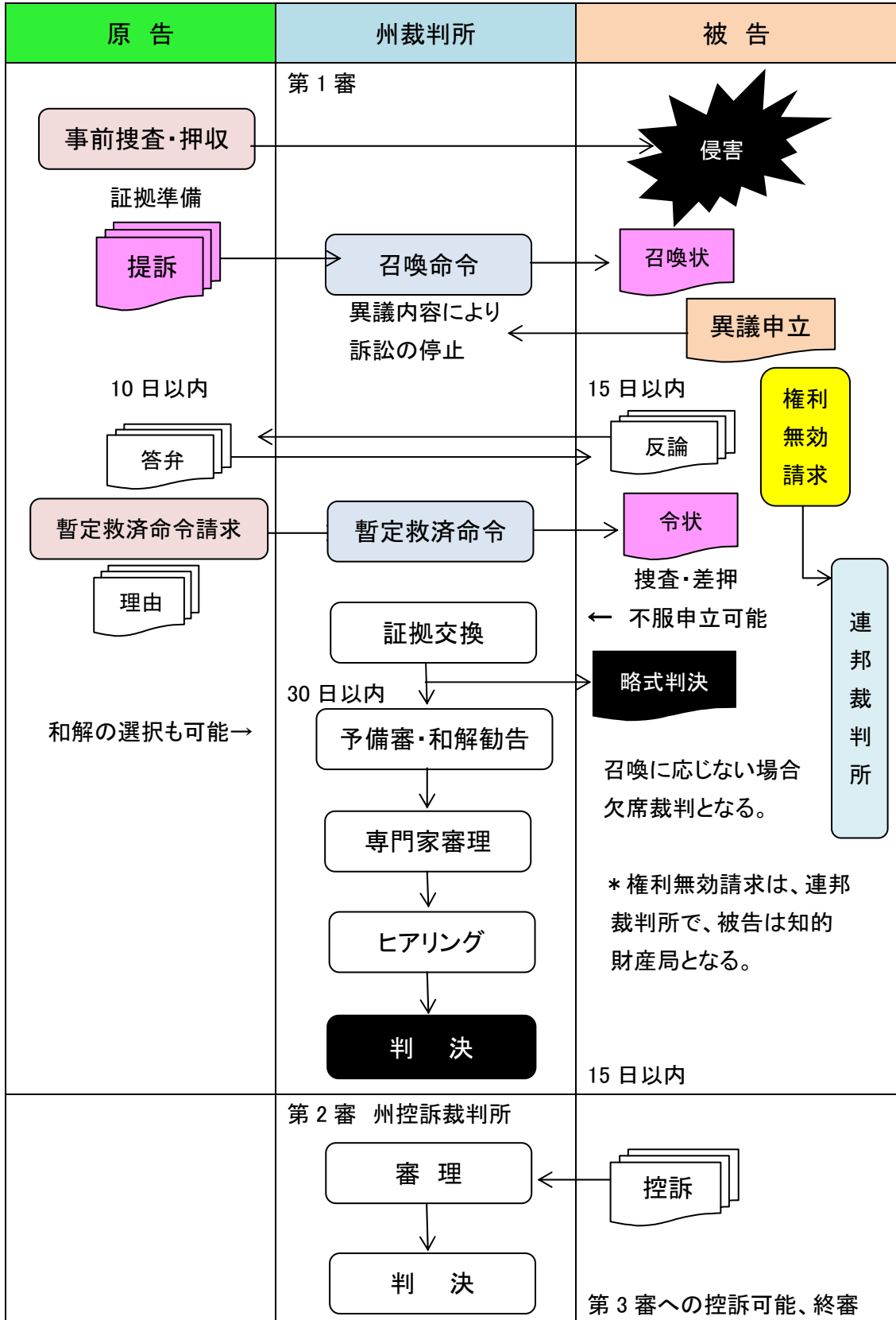
- ① 知的財産権者の権利の証明書。
- ② 実質的で疑う余地のない侵害の証拠。
- ③ 差止命令がない場合に発生する損害のリスクを合理的に証明する事項。

なお、権利行使の状況によっては、裁判所に手続きを取る前に警告書を送達しておくことで、上記のような要件を満たすことにつながるため、必要な対応と考えられる。従って、事前にその対応を検討することもお勧めする。

ソフトウェア著作権の侵害事件においては、ソフトウェア知的財産権保護法が特定な手続きを定めている。権利者が民事訴訟を提起する前に、暫定救済請求とともに事前検査請求を提出しなければならない。その請求が認められた場合には、裁判所が指定する2名の専門家が、コンピュータ、サーバー及び関連装置に不正なライセンス使用があるかどうかの調査を実施する。権利者は、30日以内に、損害賠償を求める民事訴訟を提起しなければならず、裁判所の指定した専門家の調書の内容に基づいて、被告に罰金の支払いもなく、権利侵害のプログラムを継続して使用することの差止を請求しなければならない。

著作権侵害については、著作権法は侵害者に対して、保有している侵害品すべてを著作権者に引き渡すとともに、販売した或いは販売予定価格で残存コピーを算定した金額を支払うことを要求している。また、そうした不法コピーの数量が不明な場合、侵害者は没収された不法コピーの数量に加えて、不明分として3000セット分の金額を支払わなければならない。

図8. ブラジルでの民事訴訟のフロー



知的財産権にかかる侵害訴訟では、対象となる商標や特許の有効性、被疑侵害品の侵害鑑定、損害額の立証にかかる証拠など十分な準備が必要である。特に、一定規模の侵害の実態がある事件では、被告からのカウンターとして、商標権の不使用取消や特許の無効請求がなされることは当然あることとして、準備を怠らないことは重要である。

民事訴訟を提起する場合には、現地の法律事務所と勝訴の可能性に加えて、その効果や訴訟後の進展を想定した検討を十分に行うべきである。

5.5 インターネット上の侵害対策

ブラジルではインターネットでの知的財産権侵害を取り扱う特別の法規はないが、インターネットを通じた模倣活動に対する法的枠組みにおいて保護がなされる。既に、ブラジル国内で発生し、影響のある事件に対する判例が存するほか、民法、刑法、消費者保護法、著作権法、知的財産法及びその他の規定を適用して、権利者に対する合理的な保護をすることができる。

インターネットを通じた侵害は、州裁判所に民事或いは刑事事件として提訴することになり、知的財産権の有効性や国際的なインターネット侵害のみが連邦裁判所で取り扱われる。

ブラジルでのインターネット侵害は、著作権、商標権及びドメイン名に関するものが多く、インターネットを通じた模倣品や海賊品の販売が違法行為として、大きな問題となっている。それぞれの紛争は案件ごとに分析され、インターネット上での関与者の役割に応じ、それぞれの責任の所在に基づいて、民事及び又は刑事訴追の対象となる。

もちろん、案件によるが、責任の所在はウェブサイトの管理者やインターネット事業者(IPS)にも拡大する。知的財産権者が提訴するためには、侵害された権利及びその証拠を提出しなければならず、これらの証拠と被告の関係を立証することが必要である。例えば、ウェブサイトの管理者やインターネット事業者との関係を立証する。また、被疑侵害者として責任のある当事者の身元確認は、必要に応じて、裁判官が判決を出すための有効な根拠となるので調査収集する必要がある。

知的財産権者は、下記のような準備をしなければならない。

- ① インターネットを通じて取引される侵害製品の特定。
- ② 不法製品を取り扱っている小口取引者の特定。

- ③ 国内或いは国際的な出所であるウェブサイトの特定。
- ④ 流通業者及びバイヤー(購入者含む)の特定。
- ⑤ IPS を含むウェブ管理者の特定。

各関係者については、物理的な住所も特定することに努める。

現在のところ、リオデジャネイロ及びサンパウロには特別警察部門が設立されており、知的財産権者からの申立を受理し、対応している。

知的財産権者は民事裁判で損害の賠償等を求めることができるが、個人の犯罪として、刑事告訴を求めることができる。そして、捜査や差押えの手続きをする場合、知的財産権者は警察や検察を支援することができる。

先例の判決では、ウェブサイトに掲載された情報に対するインターネット事業者の責任が認定されており、特に、知的財産権者から最初の通知を受けて、何ら救済措置も対応も取らなかったことが問題とされている。

5.6 調停及び仲裁

2010年10月1日より、ブラジルドメイン名登録機関が代替的紛争解決規定を定めたので、WIPO、ブラジル商工会議所或いはブラジル知的財産協会において、国際的な解決メカニズムと同じように、ドメイン名紛争を短期間かつ低コストで解決することができるようになりつつある。今後、さらに有効な手段となることが期待されている。

ブラジルでは、仲裁法(第9307/96号)により、契約書に紛争の解決のための仲裁条項を含めることができる。仲裁は、契約当事者の同意により、準拠法を自由に選択し、一般原則や慣行及び国際取引規則の適用が認められる。仲裁手続は、仲裁人が指名を受諾することにより開始し、相互に合意した手続に従って進行する。仲裁人はこの手続の進捗を仲裁機関又は専門機関に報告することができる。また、仲裁人は、当事者の請求に応じて、又は職権により、当事者の証言、専門家鑑定などを手配することができる。強制措置又は差止めが必要な場合は、管轄の裁判所に請求することができる。

なお、外国でなされた仲裁裁定の認証又は履行は、連邦高等裁判所による確認がなされた場合のみの対象となる。

6. 留意事項

ここでは、現地の代理人が注意すべき点として挙げていることを順不同で紹介する。こうしたコメントは情報として、或いはアドバイスとしてご利用いただき、何ら法的なアドバイスではないことを了解されたい。

既に説明しているように、ブラジルで発見される模倣品や海賊品のほとんどの事例が刑事的要素に基づくものであり、民事訴訟をするためには、被疑侵害者の実質的な資産など、損害を賠償する能力があるかどうかを見極めることが必要である。また、そのような判断ができたとしても、ブラジルでの民事訴訟はかなり時間のかかるもので、数多くの反論や逆提訴や控訴がなされるために、短期間で結論を出す手段としては、利用しづらいものとなっている。

裁判手続きを開始する場合、リオデジャネイロ及びサンパウロには知的財産事件の専門的な裁判所や経験のある裁判官が所在している。従って、被疑者に対する対策はブラジルの地方都市や州で行うよりも、可能な限りリオデジャネイロやサンパウロでの対策を選択することが勧められる。

侵害の対象となる特許や商標が未だ出願係属中にもかかわらず侵害を確認した場合、出願人は知的財産局に対して、侵害の事実を示すことにより、審査の促進を求めることができる。

一方、対象となる特許や商標について、利害関係者が無効を申し立てる場合、知的財産局では除斥期間が特許及び商標は登録から6カ月、意匠については5年間の規定がある。これを過ぎた場合には、連邦裁判所で権利取消手続きをとることになる。

また、特許権侵害訴訟で、被疑侵害者は、通常、侵害訴訟の対象特許について、無効取消手続を知的財産局或いは連邦裁判所で開始する。この裁判所は侵害事件を担当する州裁判所ではないため、審理の合併は行われない。従って、知的財産権者が民事訴訟を開始する場合は、こうしたカウンターの対応策が取られることを含めて、事前検討するべきである。

ブラジルの法律では、現地の代理人による代理行為は義務とはなっていない。しかし、民事、刑事訴訟のみならず、連邦警察による捜査や差押え、税関対策などに詳しい代理人の選定は重要であり、侵害の証拠を用意するにしても、被疑侵害者による侵害の証拠のみならず、依頼者となる権利者の権利範囲についても独自に検討を開始するよ

うな代理人を選択する必要がある。また、商標の代理ができたからと言って、特許やその他の知的財産権についても詳しいとは限らない。裁判に詳しくても、小さな模倣対策や海賊品の対策の経験がない代理人もいる。地域的にも広大なブラジルの地方の侵害対策に詳しい代理人は少ないのが現状である。従って、代理人や調査機関の選定では、十分な準備と検討を行うべきである。

模倣品の入手はどの国でも難しい。模倣品を入手するには調査会社や個人の調査員を利用して、模倣品販売業者に気づかれないように入手することが多い。こうした調査段階で、調査担当者を管理、コントロールすることは情報漏えいなどを含めて、重要なことである。こうした対応には、現地の弁護士を管理者として活用することは必須である。

現地に所在する関係者であるライセンサー、製造会社や流通業者、販売代理店との関係は重要である。現地の関係者は重要な情報や資料を知的財産権者から直接入手できる立場であり、侵害しようと考えれば、そのような行動を起こすことができる。従って、現地の関係者である協力会社の選定には注意深く、倫理観のある事業者を選択するとともに、知的財産権の保護に必要な契約を完了してから事業関係を開始すること、併せて、定期的な現地訪問による確認をするべきである。

販売する製品に対しては、模倣対策用のラベルや偽造防止技術を施すことが勧められる。ブラジルで販売される海外の製品では、そうした対策がすでに取り除かれた製品が増加している。模倣や海賊品に対しては、定期的なモニタリングや必要な対策が必要であり、真正品を取扱う現地の代理店や販売店には模倣や侵害に関する情報を継続して入手し、提供するような対応を求めることが重要である。また、模倣品を扱わないためのインセンティブを与えるような対応も併せて導入するべきである。

協力関係でいえば、現地で模倣品や海賊品の対策にかかわる連邦警察や税関との友好な関係の構築も重要である。一般の消費財のみならず、医薬品などの専門的な模倣品については、担当する専門官が情報を持っていることが多い。従って、関係行政機関との対話は止めるべきではなく、場合によっては現地の専門協会や団体を通じてでも継続して情報を交換することを含め、情報の共有や友好関係の構築を行うべきである。また、現地での模倣品対策をしている団体との交流は有効で、政府に対するロビー活動を含めた対応、法改正に対する意見提出などの機会を得ることができる。

中国、香港や隣国のパラグアイなどから流入する模倣品の状況を考えると、中国などの関係国とも連携を取り、模倣品や侵害対策も同時に検討する必要がある。

7. その他の関連団体

7. 1 ブラジル知的財産協会

Brazilian Association of Intellectual Property (ABPI)

住所: Rua da Alfândega,
108 – Centro – RJ
CEP 20070-004 Rio de Janeiro, Brazil

Tel: + 55-21-2507-6407

Website: www.abpi.org.br

[知的財産権の研究・教育、ドメイン名紛争の調停機関]

7. 2 ブラジル知的財産弁理士協会

Industrial Property Agents Brazilian Association (ABAPI)

住所: Av. Rio Branco, 100,
7º andar, Centro-RJ Rua da Alfândega,
CEP 20040-007, Rio de Janeiro, Brazil

Tel: + 55-21-2224-5378

Fax: + 55-21-2224-5942

Website: www.abapi.org.br

[知的財産権の教育、セミナー開催など]

7. 3 著作権中央徴収分配センター

The Central Officer for Collection and Distribution (ECAD)

住所: Av. Almirante Barroso 22
22º andar, Centro,
CEP 20031-000, Rio de Janeiro, Brazil

Tel: + 55-21-2544-3400

Fax: + 55-21-2544-4538

Website: www.ecad.org.br

[著作権の集中管理センター]

★参考になる模倣品対策関連サイト

- 法務省海賊品対策サイト <http://portal.mj.gov.br/combatepirataria/>
- 法務省海賊品対策ブログサイト <http://blog.justica.gov.br/inicio/tag/pirataria/>